

## 豊山町高度先端産業立地促進補助金

### 制度概要

補助対象	町内において高度先端産業に係る工場等の新設または増設を行う 中小企業
対象分野	(1)航空宇宙関連、(2)環境・新エネルギー関連、(3)健康長寿関連 (4)情報通信関連、(5)先端素材関連、(6)ナノテクノロジー関連 (7)バイオテクノロジー関連等
交付要件	・固定資産取得費用（土地を除く。）の合計額が2億円以上であること。 ・新規常用雇用者数が5人以上であること ・過去に同一の工場等の同一事業において豊山町中小企業高度先端産業立地補助金及び愛知県21世紀高度先端産業立地補助金の交付を受けていないこと。 ・過去3年間で町税の滞納がないこと。（町外事業者は本社所在地で過去3年間税の滞納がないこと。）
補助対象経費	固定資産取得費用（土地を除く）
補助率	10%以内：（県5%、町5%） 既設工場の建物内に新たな機械設備を設置する場合又は工場の建物を賃借する場合は5%以内（県2.5%、町2.5%） （工場の新設を伴わない設備一新の場合）
限度額	2億円
受付時期	工場等の新設または増設に係る工事に着手する日（工場等の建物を賃借する場合は、その契約を締結する日）の30日前までに、補助金交付認定申請をすること。

※補助金は、予算の範囲内において交付するものとします。

※愛知県21世紀高度先端産業立地補助金の認定事業に採択されることが必須条件となります。

※操業開始後、交付要件を満たさなくなった場合や5年以内に操業を廃止した場合、無断で補助対象資産を処分した場合は、補助金返還の対象となります。

フローチャート

